

事故発生防止のための指針

社会福祉法人爽生会
介護老人保健施設シェーンハイムやはば

1.当施設の置ける介護事故の防止に関する基本的考え方

「人は誰でもミスをする、事故は起きるもの」という考え方を原点として、事故をゼロにすることは難しくても、一度起きた事故に対しては検討し、再度事故を起こさない。もしくは同じような事故を防ぐ為に、各職員が事故についての意識を高め、基本を思い出しながら事故の予防に努め、少しでも事故が減少するために努力する。また事故が起きてしまった場合は、事実を速やかに報告し、マニュアルに沿って対処する。

2.介護事故防止のための委員会、その他施設内組織

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「事故防止委員会」を設置する。

○「事故防止委員会」の設置

① 設置の目的

施設で起こりうる事故の予防・再発防止対策ならびに事故発生時の適切な対応など、当施設における医療・介護安全体制を確立し、安全で質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とする。

② 委員会の構成員

施設長・事務長・看護師長・介護支援専門員・支援相談員・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・看護師・各部署主任

③ 委員会の開催

毎月第2水曜日に開催する。必要な時は随時臨時委員会を開催する。

④ 委員会の内容

- ・ヒヤリハット、事故事例をエリア毎に報告し、委員会での情報共有を図る。
- ・利用者が安全で安心した生活が出来る様施設全体に目を向け事故防止を図る。
- ・職員を対象とする安全管理のための研修を年2回以上実施する。
- ・定期的にマニュアルや報告書の確認を行い、必要性があれば随時更新する。

令和6年4月1日改定